

ドイツ秩序違反法に基づく過料による制裁について

ドイツにおいては、我が国において経済犯罪とされるものの一部について、秩序違反法(Gesetz über Ordnungswidrigkeiten)により、行政上の秩序違反行為として過料(Geldbuße)を課している。秩序違反行為の訴追及び過料裁定の権限は行政官庁にあり、訴追を行う行政官庁は、原則として刑事手続における検察官と同じ権限を有する。

行政官庁による過料の裁定に対しては、地区裁判所への提訴が可能である。なお、刑事手続については、犯罪の成立が認められる限り、原則的に起訴が義務づけられている(起訴法定主義)が、秩序違反法に基づく過料手続においては、訴追は裁量に委ねられている(訴追便宜主義)。

法人等の代表者等は、従業者等による違反行為を阻止するために必要な監督措置を故意又は過失によりとらなかったと認められるときは、当該代表者等自身に秩序違反行為があったものとして過料を課される。

また、法人等の代表者等が、その立場において犯罪行為や秩序違反行為をした場合には、当該法人等に過料を課することもできる。代表者等の行為が犯罪行為である場合には、法人に対する過料手続の訴追は検察官が行い、裁判所が過料を言い渡すことになる。その他の場合は、行政官庁が訴追及び過料裁定を行う。法人等に対する過料の最高額は、代表者等における故意による犯罪行為の場合には1,000ユーロ、過失による犯罪行為の場合は500ユーロとされるが、これらの制限にかかわらず、過料の額は法人等が得た経済的利益の額を下回ってはならないものとされている。その他の場合においては、過料の額は個々の法律の定めによる。

秩序違反法 55 条は、過料決定 (Bußgeldbescheid) の事前手続として、相手方に対する聴聞 (Anhörung) を定めており、手続を中止する場合や相手方に対して既に警告がなされ警告金が課されている場合を除き、予め実施すべきものとされている。

聴聞における意見陳述の具体的方法は、法 55 条には特に定められていない。義務者が違反について是正を行った場合は、行政官庁の裁量判断によって過料手続自体を中止し、あるいは過料額を軽減することができる。

Act on Regulatory Offences/連邦秩序違反法

第 17 条 過料の額

- (1) 過料の額は、5 ユーロを下回ってはならず、法令に別段の定めがある場合を除き、1,000 ユーロを超えてはならない。
- (2) 故意と過失の区別なく過料を科すことが法律で定められている場合、過失による過料は、過料の最大額の 2 分の 1 を超えてはならない。
- (3) 秩序違反の重大性と加害者に対する誹謗中傷は、過料の評価の基礎となる。加害者の経済状況も考慮されるものとするが、規制違反が軽微な場合には、通常は考慮されない。
- (4) 過料は、加害者が秩序違反から得た経済的利益を上回るものでなければならぬ。法定の上限で十分でない場合は、上限を超えることができる。

第 55 条 関係者の聴取

- (1) 刑事訴訟法第 163 条 a 第 1 項の規定は、関係者が嫌疑に対して供述する機会を与えられれば足りるという制限付きで適用される。
- (2) 関係者は、取調べの前に、自ら選んだ弁護人に相談することができることを知らされる必要はない。刑事訴訟法第 136 条第 1 項第 3 号から第 5 号は、適用されない。

【参考条文】

○連邦刑事訴訟法

第 163a 条

被告人の尋問

- (1) 被告人は、手続が終了する場合を除き、遅くとも捜査が終了する前に尋問される。簡単な事項については、被告人に書面で自分の意見を表明する機会を与えられれば足りる。
- (2) 被告人が自の無罪を証明するために証拠の提出を求めた場合において、その証拠が重要なものであるときは、これに応じなければならない。
- (3) 被告人は、召喚されたときは、検察庁に出頭しなければならない。第 133 条から第 136a 条まで並びに第 168c 条(1)及び(5)が準用される。申請により、第

162 条に基づき権限を有する裁判所は、被告人が出頭させられることの適法性について決定する。第 297 条から第 300 条まで、第 302 条、第 306 条から第 309 条まで、第 311a 条および第 473a 条が準用される。裁判所の決定は、最終的なものとなる。

(4) 被告人は、警察官による取調べを受ける際に、起訴された犯罪について知らされる。さらに、第 136 条(1)第 2 文から第 6 文まで、(2)から(5)までおよび第 136 条 a が、警察官による被告人の取調べに適用される。第 168c 条(1)および(5)は、弁護人に準用される。

(5) 裁判所憲法第 186 条、第 187 条(1)から(3)までおよび第 189 条(4)が準用される。

○連邦公課法

第 222 条 (支払猶予)

税務当局は、納付期限までの徴収が債務者に対し重大な困難をもたらすと認められ、また、当該納税債権が支払猶予によって危険にさらされないと認めるときは、納税債務の全部又は一部の支払を猶予することができる。支払猶予は、原則として申立てによって担保の提供があった場合にのみ認められる。(以下、略)